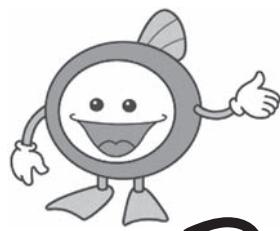


排水設備をつくりましょ



排水設備は遅滞なく設置を
下水道設備を利用するためには、家庭や工場ごとに下水流すための排水設備をつくらなければなりません。下水道の供用開始の告示を行いますと、建物所有者や使用者、占用者はすみやかに設置していただされることになります。

3年以内に

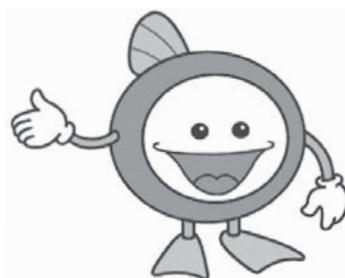
公共下水道の処理開始の告示後、処理区域内の建物の所有者は3年以内に汲み取り便所を水洗トイレに改造し、公共下水道に接続していただくことが法律で義務づけられています。

現在、し尿処理浄化槽（単独槽、合併槽）を利用しているご家庭や工場も、し尿浄化槽を廃止して、直接公共下水道へ流すよう改修していくだけ必要があります。

また、処理開始区域内に建物を新・増築する場合には、水洗トイレでないと建築の許可が受けられないことになります。

=下水道が利用可能な区域= (処理区域)

平成17年3月31日現在



公共下水道排水設備指定工事店申請受付

公共下水道排水設備指定工事店の新規登録申請を受け付けます。

指定条件

- ① 営業所が岡山県内にあること
- ② 責任技術者が1名以上専属していること
- ③ 工事に必要な設備及び機械器具を有していること
- ④ 市町村税の滞納がないこと

受付期間

6月1日(水)～6月30日(木)まで

登録手数料

10,000円

申込み・問合せ先

下水道課

☎69-2142

